

環境基本計画 ー環境の世紀への道しるべー  
(平成12年12月27日 総告第70号) (抄)

環境基本法(平成5年法律第91号)第15条第1項の規定に基づき、環境基本計画を次のとおり変更したので、同条第5項の規定により準用される同条第4項の規定により公表する。

(略)

### 3 あらゆる政策手段の活用と適切な組合せ

環境問題の構造の変化に適切に対応して持続可能な社会への転換を図るため、新たな政策手段の開発や既存の政策手段の改良、適用範囲の拡大などを行いながら、社会経済の環境配慮のための仕組み、環境投資、環境教育・環境学習、情報提供及び科学技術など、あらゆる政策手段の適切な活用を図ります。また、政策のベスト・ミックス(最適な組合せ)の観点からそれらを適切に組み合わせて政策パッケージを形成し、相乗的な効果を発揮させることに努めます。

そのような施策の展開にあたっては、自主的な環境保全のための行動の促進、環境利用のコストの内部化、環境配慮を意思決定過程などへ織り込む仕組みの構築に特に留意します。

#### (1) 社会経済の環境配慮のための仕組み

社会経済システムに環境配慮を織り込むための仕組み、すなわち「社会経済の環境配慮のための仕組み」は、主として社会経済システムを構築する際の政策手法として用いられるものであり、開発途上にある手法も含め、極めて多様性に富んでいます。環境配慮のための仕組みについては、それぞれの手法の適性や有効な範囲を踏まえ、次のような考え方の下に適用していきます。なお、その適用にあたっては、以降に示す政策のベスト・ミックスの考え方の下に、その分野における最も適切な政策手法を中心として、複数の政策手法を組み合わせた政策パッケージを形成し、個々の手法の短所を補い、政策効果を最大限に高めることに留意します。

#### ア 直接規制的手法

直接規制的手法は、社会全体として達成すべき一定の目標と最低限の遵守事項を示し、これを法令に基づく統制的手段を用いて達成しようとする手法です。この手法については、生命や健康の維持のような社会全体として一定の水準を確保する必要があるナショナル・ミニマム的な性格を持っている事項を中心に引き続き活用します。しかしながら、社会的に見てより低い費用で柔軟かつ効率的に政策目的を達成しうる政策手法がある場合には、必要に応じ、そのような政策手法への移行を検討します。また、直接規制的手法は他の政策手法との適切な組合せによって、より大きな効果を発揮する場合もあるため、直接規制的手法の適用にあたっては、他の政策手法との効果的な組合せの可能性についても検討します。

## イ 枠組規制的手法

枠組規制的手法は、直接的に具体的行為の禁止、制限や義務づけを行わず、目標を提示してその達成を義務づけ、あるいは一定の手順や手続きを踏むことを義務づけることなどによって規制の目的を達成しようとする手法です。この手法は、人の生命や健康などへの被害が及ぶおそれがある環境問題への対処が必要な場合において、いまだ原因となる行為や物質などが特定できないために汚染物質と被害の因果関係の面などから直ちに直接規制的手法を用いることができない場合であっても、規制を受ける者の創意工夫をいかしながら、効果的に予防的あるいは先行的な措置を行うという特徴を有しています。今後、その特徴をいかした幅広い活用を検討します。

## ウ 経済的手法

(略)

## エ 自主的取組手法

自主的取組は、事業者などが自らの行動に一定の努力目標を設けて対策を実施する自主的な環境保全のための取組であり、技術革新への誘因となり、関係者の環境意識の高揚や環境教育・環境学習にもつながるといった利点があります。自主的な取組については、事業者の専門的知識や創意工夫をいかしながら複雑な環境問題に迅速かつ柔軟に対処していくための主要な政策手法の一つとして、地球環境問題や産業廃棄物問題、化学物質問題などを中心に積極的に活用していきます。なお、自主的取組を政策手法として活用していくにあたっては、実施状況の公表や行政主体などによる関与などのチェック手段の確保を図り、政策手法として明確な位置付けを行うことが望ましいと考えます。

## オ 情報的手法

(略)

## カ 手続的手法

(略)